栃中体連第３８号
令和４年９月１６日

関係　各位

栃木県中学校体育連盟
会　長　　髙橋　　高
【公印省略】

栃木県中学校体育連盟主催大会実施要項の一部改正について

日頃より、本連盟の諸事業につきまして特段のご理解とご支援を賜り、厚く感謝申し上げます。
さて、令和４年９月１５日（木）に開催いたしました栃木県中学校体育連盟第３回理事研修会におきまして、標記の件につきまして、別添のとおり本連盟理事会承認を得ました。令和４年度栃木県中学校総合体育大会冬季大会（スキー・スケート）より実施の運びとなりましたのでお知らせいたします。
つきましては、各関係機関におかれましては、改正内容をご確認いただきご対応のほどよろしくお願いいたします。

栃木県中学校体育連盟

TEL　028-624-4505

栃木県中学校体育連盟主催大会実施要項

１　目　　的

栃木県中学校体育連盟主催大会は、中学校教育の一環として生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・技能の向上と、スポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な生徒を育成する。また、スポーツの交流を通じて各学校及び生徒間の親睦を図り、生涯スポーツの基礎つくりに寄与する。

２　主　　催

栃木県中学校体育連盟　栃木県教育委員会　栃木県市町村教育委員会連合会

３　後　　援

（公財）栃木県スポーツ協会　栃木県中学校長会　関係競技団体

４　大会の運営

（１）運営に関する基本的事項は、栃木県中学校体育連盟（省略：県中体連）が決定する。

（２）競技の運営は、各専門部が行う。

（３）大会は、「栃木県中学校総合体育大会」「栃木県中学校新人体育大会」の２大会とする。

５　実施競技

(1)陸上競技	(2)水泳競技	(3)バスケットボール	(4)サッカー
(5)ハンドボール	(6)軟式野球	(7)体操競技	(8)ソフトテニス
(9)新体操	(10)バレーボール	(11)柔道	(12)剣道
(13)バドミントン	(14)相撲	(15)卓球	(16)弓道
(17)ホッケー	(18)ソフトボール	(19)ダンス	(20)スケート
(21)スキー			

６　競技方法　　競技別大会要項による。※

７　参加資格

（１）県中体連加盟の学校に在校し、当該競技要項により、参加資格を得た者。

（２）参加をする生徒は、学齢・修業年限が一致していること。ただし、その年度の大会参加１ヶ月前までに、地区中体連を通じて県中体連に申し出、承認を得た生徒についてはその限りではない。【様式４・５・６を使用】 ※

（３）合同チームの大会参加については、「栃木県中学校体育連盟合同チーム参加規程」により、参加を認める。

８　監督・引率

（１）参加生徒の監督・引率は、出場校の教員・部活動指導員（※）とする。

部活動指導員が引率・監督を務める場合は、「部活動指導員確認書（校長承認書）」様式Ａ・Ｂに必要事項を記入し、大会事務局に参加申込み時に提出する。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。

※「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則第78条の２に示されている者をいう。

（２）監督・引率の特例

冬季競技（スキー・スケート）の個人種目については、教員・部活動指導員が引率できず、学校設置者の承認のもと校長がやむを得ないと判断した場合に限り「栃木県中学校体育大会監督・引率細則」により、校長が引率者として承認した保護者及び外部指導者の引率を認める。ただしその場合は、当該の校長は当該競技専門部と協議し、様式Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆをもって監督依頼をしなければならない。

（３）栃木県中学校体育連盟の主催大会に出場するチーム・生徒の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。

なお、外部指導者は校長から暴力等に関する指導処置を受けていないこととする。

9　ベンチ入り　　競技別大会要項による。 ※

10　外部指導者（コーチ）

（1）当該校長が、人格・指導面において優れていると認めた20歳以上の成人で、学校の教育方針に基づき顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導にあたっていること。

（2）中学校の教職員は、外部指導者として認めない。

（3）規則違反・不適切な言動等があった時は、専門部長または競技委員長から当該校の校長に連絡すること。

栃木県中学校体育大会監督・引率細則

本細則が適用されるのは、学校事情により、教員・部活動指導員が引率できず、学校設置者の承認のもと校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に保護者及び外部指導者の引率を認めるものではない。

※外部指導者については、「実施要項10外部指導者（コーチ）」参照のこと。

（1）保護者及び外部指導者の引率を認める種目は、冬季競技（スキー・スケート）の個人種目とする。

（2）引率者としての保護者及び外部指導者は、監督の資格を認めない。（監督については、当該の校長と当該競技専門部が協議し、監督を引き受けた校長・本人へ文書で依頼する。）

※手続きは、様式C、D、E、Fをもって行う。

（3）引率者としての保護者及び外部指導者は、学校に届出のあった者をいう。

（4）大会に出場するための責任は学校にあり、したがってその手続き（大会参加に必要な書類の記入及び提出）及び、引率者・生徒への指導は校長が行う。

（5）保護者及び外部指導者が引率する場合、大会申込書の「引率者氏名・電話番号」欄に記入する。

（6）引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となることもある。

（7）引率上の留意点・大会会場においての留意点

①　引率上の留意点等

（ア）　引率時は、原則として公の交通機関を利用する。

（イ）　引率上の責任は保護者及び外部指導者にあるので、引率者・生徒共に任意の傷害保険等に加入する。加入手続きは引率者が行い、費用についても自己負担とする。

（ウ）　引率に係る保護者及び外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。

（エ）　大会の服装、持ち物等については、各専門部・各学校のきまりに従う。

（オ）　引率者は、大会の結果と帰校報告を当日中に行う。

（カ）　宿泊する場合は、原則として学校または大会本部より指示された宿舎とする。

②　大会会場においての留意点等

（ア）　大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。

（イ）　各競技会場の使用上のきまりに従う。ゴミ等は持ち帰る。

（ウ）　打合せ会等に出席し、大会運営に協力する。

（エ）　競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡しその監督が行う。

（8）外部指導者

①　外部指導者とは、当該校長が、人格、指導面において優れていると認めた20歳以上の成人であり、学校の教育方針に基づき、顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導に当たっており、公式試合の遂行ができる者のことをいう。また、事前に校長との間で、外部指導者としての契約が文書でなされていること。

②　申請にあたっては、大会ごとの申込用紙の外部指導者欄に記入すること。

③　外部指導者の身分保障については、当該校が責任を負うものとする。

④　規則違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または競技専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。

⑤　中学校の教職員は、外部指導者として登録できない。

⑥　この規定以外のことは、各競技専門部の規程及び大会要項の通りとする。

※　栃木県中学校体育連盟ホームページ参照

栃木県中学校体育連盟主催大会実施要項 ※改正前

１　目　　的

栃木県中学校体育連盟主催大会は、中学校教育の一環として生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体力・技能の向上と、スポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健康な生徒を育成する。また、スポーツの交流を通じて各学校及び生徒間の親睦を図り、生涯スポーツの基礎つくりに寄与する。

２　主　　催

栃木県中学校体育連盟　栃木県教育委員会　栃木県市町村教育委員会連合会

３　後　　援

（公財）栃木県体育協会　栃木県中学校長会　関係競技団体

４　大会の運営

（１）　運営に関する基本的事項は、栃木県中学校体育連盟（省略：県中体連）が決定する。

（２）　競技の運営は、各専門部が行う。

（３）　大会は、「栃木県中学校春季体育大会」「栃木県中学校総合体育大会」「栃木県中学校新人体育大会」の３大会とする。

５　実施競技

(1)陸上競技	(2)水泳競技	(3)バスケットボール	(4)サッカー
(5)ハンドボール	(6)軟式野球	(7)体操競技	(8)ソフトテニス
(9)新体操	(10)バレーボール	(11)柔道	(12)剣道
(13)バドミントン	(14)相撲	(15)卓球	(16)弓道
(17)ホッケー	(18)ソフトボール	(19)ダンス	(20)スケート
(21)スキー			

６　競技方法　　競技別大会要項による。※

７　参加資格

（１）　県中体連加盟の学校に在校し、当該競技要項により、参加資格を得た者。

（２）　参加をする生徒は、学齢・修業年限が一致していること。ただし、その年度の大会参加１ヶ月前までに、地区中体連を通じて県中体連に申し出、承認を得た生徒についてはその限りではない。【様式４・５・６を使用】 ※

（３）　合同チームの大会参加については、「栃木県中学校体育連盟合同チーム参加規程」により参加を認める。

８　監督・引率

（１）　参加生徒の監督・引率は出場校の教員・部活動指導員（注）とする。【様式Ａ・Ｂを使用】

（２）　保護者及び外部指導者の監督・引率は認めない。

（注）「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則第78条の２に示されている者をいう。

９　ベンチ入り

競技別大会要項による。 ※

10　外部指導者（コーチ）

（１）　当該校長が、人格・指導面において優れていると認めた成人で、学校の教育方針に基づき顧問教員の指導計画に従い、日頃から指導にあたっている事。

（２）　中学校の教職員は、外部指導者として認めない。

（３）　規則違反・不適切な言動等があった時は、専門部長または競技委員長から当該校の校長に連絡をする事。

※　栃木県中学校体育連盟ホームページ参照